

申告に必要な持ち物

①筆記用具・電卓・メガネなど

感染症対策のため、ボールペン・電卓・メガネなど必要なものは各自持参ください。

②印鑑(※スタンプ式不可)

③昨年の収入のわかるもの

給与・公的年金等の源泉徴収票、営業、農業、不動産がある人は収支内訳書、シルバー人材センターでの収入がある人は配分金支払証明書、個人年金の支払証明書や生命保険の満期返戻金など

④控除の金額がわかるもの

国民健康保険税、国民年金保険料や生命保険料・地震保険料などの支払いの証明、医療費控除の明細書、寄附金の受領書や証明書、その他控除を受けるのに必要なもの。

障害者控除の適用を受ける人は、障害者手帳など障がい等の等級のわかるものや、障害者控除対象者認定書、国外在住の親族を追加で扶養する人は、送金証明書・親族であることを証明する書類が必要です。

⑤所得税の還付申告を受ける場合

本人名義の預金口座番号がわかるもの

⑥税務署から送られてきた「確定申告のお知らせ」はがき、または通知書

⑦本人確認書類

(1)または(2)のとおり準備してください。

(1)マイナンバーカード

(2)マイナンバーが確認できる書類(通知カードなど)+身元確認書類(運転免許証、パスポート、健康保険の被保険者証など)

※申告者に代わり、代理人が申請する場合は代理権を証明する書類(委任状など)と本人確認書類が必要です。同一世帯であれば委任状は不要です。

⑧控除対象配偶者・扶養親族(年少扶養親族も含む)・事業専従者のマイナンバーが確認できる書類

※申告会場での滞在時間短縮のため、特に作成に時間のかかる収支内訳書や医療費控除の明細書については、事前に自宅で作成しておいてください。未作成の場合申告相談が後になる場合があります。(申告会場での代行作成は行いません。)

※収支内訳書、医療費控除の明細書は税務署または税課にあるものや、国税庁のホームページからダウンロードして使用してください。

税務署による確定申告の受付

場 所 大垣市民会館3階大会議室 大垣市新田町1丁目2番地(大垣市民プール南隣)

期 間 2月16日(火)～3月15日(月)(土・日曜日、祝日を除く)

時 間 9時～17時

●会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は会場で当日配付しますが、オンラインで事前に取得することができます。詳しくは、国税庁ホームページでご確認ください。(※入場整理券の配付状況に応じ、後日の来場をお願いすることがあります。)

●会場では、次の新型コロナウイルス感染症予防対策にご協力をお願いします。

- ・入場の際に検温を実施します。(※37.5度以上の発熱がある人は、入場できません。)
- ・会場入口にて、来場者全員の氏名、連絡先を記入してください。
- ・入場の際に手指の消毒をお願いします。
- ・会場へは、マスク等を必ず着用し、なるべく少人数でご来場ください。

●申告義務のない人が行う還付申告(年末調整済の給与所得のみの人で医療費控除や寄附金控除(ふるさと納税)により還付を受ける場合など)や消費税の申告相談は3月30日(火)まで上記会場で受け付けます。

※大垣市民会館への申告相談に関する問い合わせはご遠慮ください。